

公共浄化槽整備事業(村設置型浄化槽)の概要【現行制度(令和7年度まで)】

◎本事業の対象建物

- ・一般住宅

◎本事業の対象者

孺恋村に住民票を有している方で、

- ・下水道処理区域外に家屋を新築される方

- ・下水道処理区域外に家屋を有しており、単独浄化槽または汲み取り槽より転換を希望される方

※下水道処理区域外とは、公共下水道処理区域、農業集落排水処理区域以外の区域をいいます。

※万座地区、バラギ地区は対象外となります。

◎人槽区分の決定

浄化槽の人槽は、家の大きさや家族構成等で中之条土木事務所が決定します。(専用住宅の場合)

延べ床面積	130㎡以下	5人槽	台所・風呂が2箇所以上(2世帯住宅) 10人槽
	130㎡を超えるもの	7人槽	

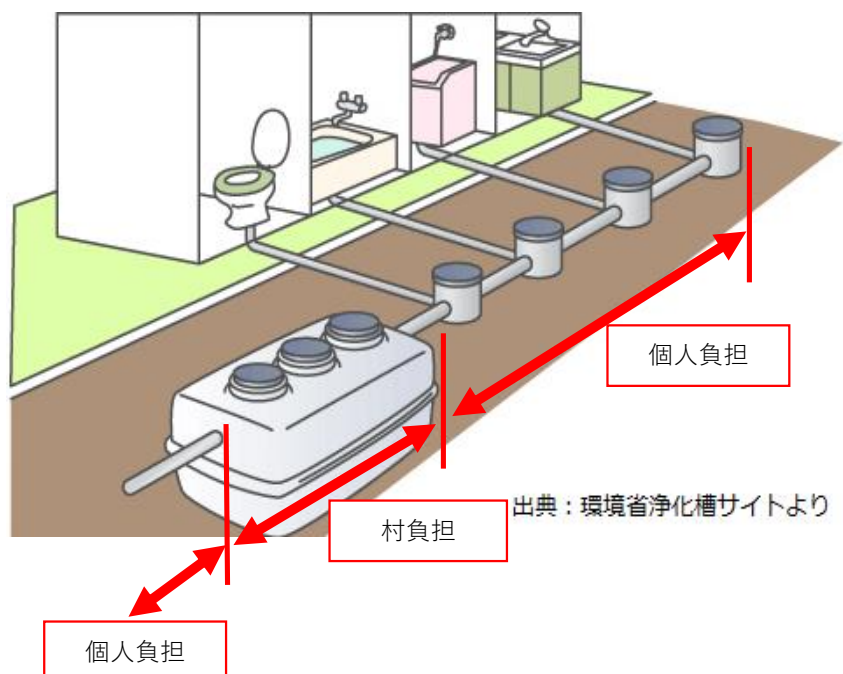
◎浄化槽設置にかかる経費

＜村が負担する経費＞

- ①合併処理浄化槽本体購入費
- ②合併処理浄化槽本体設置工事費及び設計費
- ③ブローラー本体・設置費等

＜住宅所有者が負担する経費＞

- ①浄化槽設置分担金(分担金条例に応じて算定)
- ②家屋から浄化槽までの流入管、及び浄化槽から流出管の工事費用
- ③便所の水洗化費用
- ④駐車場等付帯工事費(浄化槽の上を駐車場等として使用する場合)
- ⑤単独浄化槽または汲み取り槽の撤去費用等



◎設置後の維持管理について

- ・合併処理浄化槽使用開始後は、村が維持管理業者と委託契約を締結し、維持管理（点検・清掃・修繕等）を行います。
- ・維持管理料として、使用者より下水道料金をいただきます。

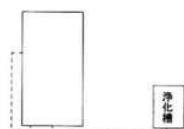
下水道使用料（消費税別） ひと月分

基本料金（10m ³ まで）	使用料金（1m ³ につき）
1, 620円	11～30m ³ 143円
	31～50m ³ 153円
	51m ³ 以上 162円

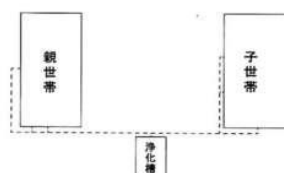
※下水道料金は使用開始から5年間は、基本料金が2, 573円になります。

◎分担金パターン例

○パターン1 標準的パターン 分担金1口

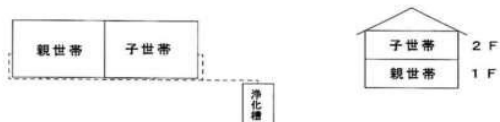


○パターン2 浄化槽1基で分担金2口
同じ敷地内で親世帯と子世帯がある場合

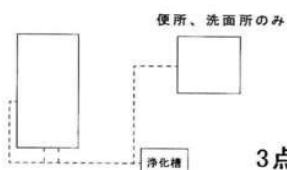


同じ敷地内でも、地形の形状などにより1つの浄化槽に配管出来ない場合は、1戸に1基とします。

○パターン3 2世帯住宅 分担金 1口



○パターン4 同じ敷地内に建物が二棟あるが
片方に三点セットが揃っていない場合
分担金 1口



3点セット・・・台所、風呂、トイレ